



「KAZE」事件

(知財高判令和5年7月12日 令和5年(行ケ)第10005号¹⁾)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、デザイン化された文字を含む「KAZE」を構成中に含む出願商標と「KAZE」の欧文字を黒色ゴシック体で表した引用商標との類否が争点となった事例。
- (2) 審判部、裁判所(知財高裁)ともに、出願商標はデザイン化されていても欧文字4文字の「KAZE」と判読可能と認定し、引用商標と類似すると結論付けた。
- (3) 構成文字の一部がデザイン化された商標が、判読可能な文字として審査されるか、もはや判読不可能な図形要素として審査されるか、その境界線を考えさせる参考事例。

本願商標 (商願2021-60396²⁾)



商標：
区分・指定商品/役務：第25類「被服」

引用商標 (登録第6468175号³⁾)



商標：
区分・指定商品/役務：第25類「被服」等

裁判所の判断

審判部・裁判所(知財高裁)ともに、まず、上下2本の平行線で画された本願商標の3段の構成について、外観上各々が独立したものと印象を与え、視覚上分離して認識されると認定した。そして、他の構成要素より顕著に大きく表され、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える中段部分を要部として抽出し、類否判断を行うことが許される事案であるとした。

問題の中段に含まれる緑色図形について、裁判所は、以下の理由を挙げ、「A」の欧文字だと判読可能であり、中段全体で「KAZE」の欧文字を表したものと認識されると判断した。

- ① 頂点から左右斜め下方向に同じ長さの二本の直線が二等辺三角形に伸びるという欧文字「A」の形状の特徴を備えている。
- ② 両隣の「K」及び「ZE」の欧文字と同じような大きさ・間隔で一連に表される。

そして、本願商標の要部「KAZE」からは、引用商標と同じ「カゼ」の称呼が生じ、「風」又は「風邪」の観念においても共通することから、互いに類似する商標と結論付けた。

原告は、当該緑色図形は格別特異な態様で書かれた「緑色の麻葉文様図形」というべきであって、もはや欧文字の「A」とは判読できない図形要素であり、中段部分は「KAZE」の欧文字4文字からなる構成とは容易に看取されず、本願商標から「KAZE」を要部として抽出することはできない等、種々の反論を展開したが、いずれも受け入れられなかった。

まとめ

本件の最大の争点は、本願商標の中段部分に含まれる緑色図形が、デザイン化されつつも、欧文字の「A」と判読できるか否かである。

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=6000

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2021-060396/40/ja>

³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2020-144140/40/ja>

以下に、本件の「KAZE」と同様、一般に知られた英単語ではないケースで、デザイン化された文字が「A」と判読できるかが類否判断の前提となった審判決例を示す。

以下の例1～3の審判決では、いずれも欧文字「A」と判読可能とされている。例1は、本判決が示した①の要素を具備するが、例2及び3は「二等辺三角形状」ではない。ただ、いずれも、前後に明らかに欧文字と判読可能な文字が同じ大きさ・間隔で描かれる点で②の要素を充たす上、すべての文字が同じ色彩で揃えられている。横並びの欧文字と強い統一感を奏することをもって、欧文字「A」と判読できると判断されたといえる。

「A」と判読可能		
例1：知財高判R3（行ケ） 10026 商願2018-133311	例2：知財高判H29（行ケ） 10211 商願2016-015784	例3：不服2021-17272 引例：登録第6160594号
		

一方、以下の例4の審決では、前半の2文字は「PI」の欧文字と認定されるも、後半部分は「C」状と逆「V」状の態様が連結された、何らかの欧文字2字をデザイン化したものと認定され、末尾の青色図形は欧文字「A」とは認められなかった。頂点の三角図形の存在もあって、デザイン性の高い図形と判断されたと想定される。

「A」と判読不可能
例4：不服2019-788 商願2017-99629


裁判所が挙げた①②は、いずれも商標の視覚的な外観構成に関する要素である。本願商標の「A」のデザイン性は、例1～3より明らかに高い。本願商標の場合、色彩の統一性はなく、例4のように前後の文字と連結せず、三角図形のようなモチーフの追加もないが、緑色図形には放射線状の直線が複数描かれ、一定程度独創的なデザインといえそうである。

にもかかわらず、審判部・裁判所ともに欧文字「A」と判読可能と判断した背景には、前後に並んだ明らかな欧文字から3番目に位置する要素もまた欧文字だと把握され易いことに加え、「KAZE」の文字構成だと仮定した場合に、日本語にある既存語の「風」や「風邪」、そして「カゼ」の発音が連想され易いとの個別事情があったと推察される。審判部・裁判所ともに、①②の視覚的要素に加え、日本語の既存語がイメージされ易いとの事情をも踏まえつつ判断したと思われる。

本判決は、当該要素の字形デザインや大きさのみならず、前後の文字との関係で全体より連想され易い観念や称呼等をも踏まえて判断したと推察される事案として参考となる。

キーワード 商標、外観、取引実情

[担当] 深見特許事務所 齋藤 恵

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。